

第7章 学年委員及び専門委員会

第14条 本会の委員構成は次の通りとする。

1. 学年委員を22名、選考委員を6名、地域生活安全委員（以下、生安委員）を14名、運動会委員を12名選出する。
2. 学年委員は『給食・文化実行委員会』『学校保健実行委員会』『校内啓発実行委員会』『広報発行実行委員会』に数名ずつ所属する。
3. 選考委員は、『選考委員会』に所属する。
4. 生安委員は、『生安委員会』に所属する。
5. 運動会委員は、『運動会委員会』に所属する。
6. 『専門委員会』とは、『選考委員会』『生安委員会』『運動会委員会』の3つの委員会を総称して言う。

第8章 会議

第15条 本会の会議は次の通りとする。

1. 総会は、毎年1回会長がこれを召集し、本会の活動について審議し、事業及び会計報告・役員承認・事業計画並びに予算の決定、その他重要事項の議決をする。但し、必要に応じ臨時総会を開くことができる。
2. 役員会は、第11条の役員（市P役員を除く）及び学校長・教頭で構成し、必要に応じこれを開き本会の運営について協議する。
3. 評議委員会は、役員（市P役員を除く）・各学年委員・各専門委員長並びに学校長・教頭・教職員代表で構成し、各種案件を審議する。
この会は、総会に次ぐ議決機関とする。
4. 各種委員会は、必要に応じ協議する。

第16条 各会の議決は、出席者の過半数の同意を必要とする。

第9章 改正

第17条 会則は、総会の議決を経て改正することができる。

- 付則 1. 本会則に伴う諸規定は、別にこれを定める。
- 付則 2. 本会則は、昭和57年4月20日より施行する。
- 付則 3. 本会則は、昭和58年4月27日より改正・施行する。
- 付則 4. 本会則は、昭和62年5月1日より改正・施行する。
- 付則 5. 本会則は、昭和63年4月26日より改正・施行する。
- 付則 6. 本会則は、平成4年4月17日より改正・施行する。
- 付則 7. 本会則は、平成7年4月26日より改正・施行する。
- 付則 8. 本会則は、平成11年4月15日より改正・施行する。
- 付則 9. 本会則は、平成14年4月25日より改正・施行する。
- 付則10. 本会則は、平成15年4月24日より改正・施行する。
- 付則11. 本会則は、平成17年4月19日より改正・施行する。
- 付則12. 本会則は、平成18年4月25日より改正・施行する。
- 付則13. 本会則は、平成22年4月23日より改正・施行する。
- 付則14. 本会則は、平成23年4月22日より改正・施行する。
- 付則15. 本会則は、平成24年4月26日より改正・施行する。
- 付則16. 本会則は、平成25年4月26日より改正・施行する。
- 付則17. 本会則は、平成26年4月25日より改正・施行する。
- 付則18. 本会則は、平成29年4月21日より改正・施行する。
- 付則19. 本会則は、令和2年3月1日より改正・施行する。
- 付則20. 本会則は、令和3年4月16日より改正・施行する。
- 付則21. 本会則は、令和4年4月19日より改正・施行する。
- 付則22. 本会則は、令和4年10月24日より改正・施行する。
- 付則23. 本会則は、令和6年4月16日より改正・施行する。
- 付則24. 本会則は、令和7年3月21日より改正・施行する。
- 付則25. 本会則は、令和8年2月1日より改正・施行する。